

# 年末手当を3.5ヶ月分要求



## 国鉄新潟

NO. 864  
 発行 2015年11月10日  
 国鉄労働組合新潟地方本部  
 発行責任者 上石 昌彦  
 編集責任者 教 宣 部

### 要求項目

- ①支払額は、2015年12月1日現在の基準内賃金の3.5ヶ月分の額とすること。
- ②2015年12月4日までに支払うこと。
- ③期間率、成績率及び55歳以上の者の取り扱い等、支払い条件を大幅に改善すること。
- ④支払いにあたっては公平・公正に行い、社員間・組合差別は絶対に行わないこと。
- ⑤調査期間内に55歳に達した者は、55歳到達時の100%を算定基礎額とすること。
- ⑥契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。

#### JR東日本関係

- 「成績率」の適応について、「増減額」は10/100を限度として改訂実施すること。
- 満55歳以上の社員は、満55歳に達する日の属する月の末日における基準内賃金3.5ヶ月分の額とする。
- グリーンスタッフ社員についても社員に準じた取り扱いを行うこと。
- エルダー社員の精勤手当について、基準定額単価をそれぞれ5000円引き上げること。



#### 厳しい生活実態

JR貨物社員・家族は厳しい生活実態に追い込まれている状況から、会社対して、期末手当で「何としても生活改善をしたい」と願う社員・家族の声を耳を傾け、その切実な気持ちを踏み躰ることのない

国労本部は10月21日にJR貨物会社へ「2015年度年末手当」の支払いに関する申し入れを行いました。

よう強く申し入れました。貨物社員の生活実態として、2015年春闘では、16年連続となるベア・ゼロの回答を行い、夏季手当は昨年に続き1.36ヶ月分の超低額回答でした。JR貨物会社側は、支払日を12月7日の週を予定し、回答について11月9日の週後半を考えていると示しました。



#### JR東日本に年末手当申し入れ

国労東日本本部は、10月21日年末手当3.5ヶ月分の国労統一要求に加え、55歳以上の社員減額見合、社員に準じたグリーンスタッフ社員への支払、エルダー社員の精勤手当の基準定額単価の増額を求める内容としました。

#### 貨物協でハガキ行動

毎回取り組んでいるハガキ行動を展開しています。JR貨物・石田会長宛てのハガキで、貨物に働く社員の切実な内容が記載されています。貨物会社は5期連続となる経常黒字を確保し昨年度は貨物会社発



足以来最高益となる当期純利益80億円を計上しています。何としても要求実現に向けてがんばりましょう。

#### 編集後記

11月に入り気温が下がり朝晩は肌寒くなりました。紅葉も見ごろになりました。弥彦神社では菊祭りが開催されています。弥彦公園のみじが見ごろになりました。そしてキノコ狩りもはじまり秋真っ只中です。今年もあと2ヶ月あまりです。時間が過ぎるのが早く感じます。これから忘年会シーズンです。寒い日は温泉が最高ですね。

